

「BSE検査の対象月齢について」の意見書

平成17年6月7日

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課 御中

大阪弁護士会会長 益 田 哲 生

御庁平成17年5月9日付「厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部改正（案）に関するご意見の募集について」に対し、当会は、以下のとおり、意見を提出する。

第1 意見の趣旨

牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則第1条を改正して、と畜場における牛海綿状脳症に係る検査の対象となる牛の月齢を21月以上とすることには、反対である。

第2 意見の理由

- 1 国家において、国民の生命・身体が不可侵であることは、憲法13条の保障するところであり、国家には、その侵害を防止し、これを保護する高度の義務がある（国家の保護義務）。

平成15年5月に制定された食品安全基本法は、国民の生命・身体（健康）を守るために、「食品の安全性の確保」を基本理念とし（同法1条）、「食品の安全確保」を国の責務と定め（同法6条）そのための施策実施の法制上、財政上の措置を義務付ける（同10条）のみならず、これを害するおそれのある供給行程（同4条）における食品関連事業者の責務（第8条）を定め、もって、「食の安全」に関する「国家の保護義務」を明示している。

食の安全に関わる問題については、かかる憲法や食品安全基本法の理念に照らして、最大限の配慮がなされなければならない。

2 今回の施行規則一部改正案は、内閣府食品安全委員会の「我が国における牛海綿状脳症（ＢＳＥ）対策に係る食品健康影響評価」と題する答申（以下、「委員会答申」という。）に基づくものと思料される。

すなわち、委員会答申が、ＢＳＥ検査対象月齢の見直しに関して、全頭検査から２１ヶ月齢以上のみの検査に変更したとしても、人に対する食品健康影響（リスク）は、「非常に低いレベルの増加にとどまる」と結論づけていることを受けて、ＢＳＥ検査対象となる牛の月齢に制限を加え、現行の全頭検査から、月齢２１月以上のみの検査に変更する旨、提案されているのである。

3 しかし、委員会答申の上記結論は、「非常に低いレベル」とは言え、リスクの増加を認めている。そうである以上、上記１で指摘した憲法や食品安全基本法の理念に照らしても、リスク増加を容認する結論には到底賛成できないと言わざるを得ない。

以下、端的な理由を４つ挙げる。

1）委員会答申は、これまでも２０ヶ月齢以下の群にＢＳＥ感染牛がいた可能性は高いが、これまでの検査では陽性例はみつかっておらず、検査の検出限界以下であれば陰性と判断されるので、検査対象月齢を２１ヶ月以上とした場合のＢＳＥの人への曝露リスクは変わらない、という。

しかし、今まで２０ヶ月齢以下での陽性例がみつかっておらず、検査の検出限界以下では陰性の結果しか出ないのが現状だとしても、それは、検査レベルを高める努力義務を課する理由にこそなれ、検査対象を緩和してもよい、という理由にはなり得ない。

2）また、委員会答申は、２０ヶ月齢以下の群で陽性例が出る可能性は否定できないものの、その確率については、日本で２１および２３ヶ月齢のＢＳＥ検査陽性牛が発見されていることや牛の年齢分布に関するデータなどに基づく推論として、３歳未満の陽性牛は全国で年間０．３～１．５頭しか発生せず、２０ヶ月齢以下を検査対象としないことによって見逃されるリスクは、これより更に少ないことになる、と結論づけている。

しかし、たとえ年間１頭に満たないにせよ、陽性牛が発生する可能性が認められる以上、これを発見できないことによるリスクは極めて深刻である。

委員会答申は、「不確実性の大きいデータを使う場合には、最も悲観

的なシナリオとなるよう配慮した」というが、真の「最も悲観的なシナリオ」とは、無視しうるほどに僅かな確率で発生した汚染牛によって、僅か一人にせよ B S E 感染者が発生することを言うのである。

- 3) B S E 問題については、未だ科学的に解明されていない事柄も多く、全頭検査が実施されることによって、検査や研究の成果も充実する。

したがって、将来にわたる今後の検査や研究の充実のためにも、全頭検査は維持されるべきである。

- 4) B S E 対策における様々な施策、就中、全頭検査は、僅かでも認められる危険性を除去するために有用であり、かかる有用性があればこそ、国民は安心して国産牛を食することができるのである。

したがって、国民の安心感を維持するためにも、全頭検査は維持されなければならない。

- 4) そもそも、この委員会答申に関しては、本年3月31日から4月27日にかけてパブリックコメントが実施されたが、当会においても、食の安全の問題に関心を有する消費者保護委員会の委員有志が、上記3と同旨の理由により、B S E 対策の見直しに反対する旨の意見を提出している。

また、このパブリックコメントでは、全国から寄せられた1250件もの意見のうち約7割が、B S E 対策の見直しについて反対意見であった。

この委員会答申に関するパブリックコメントの集計表「我が国における牛海綿状脳症(B S E)対策に係る食品健康影響評価審議結果(案)についての御意見・情報の募集結果について」では、様々な意見とそれに対する回答が紹介されているが、主な反対意見の理由は、以下のとおりである(同集計表中の通し番号を【 】に示す)。

- 1) 非常に低いレベルであったとしても、リスクがあると判断している以上、全頭検査を継続するのが当然【10、11】。
- 2) 若齢牛での検出の低さは現在の検査技術の未熟さ限界を示しているに過ぎず、若齢牛がB S E に感染していないという科学的合理的根拠はない【27】。検出感度が上がれば、感染牛のすべての臓器から異常プリオン蛋白質が検出されるというのが、科学者のコンセンサスである。E U の報告でも、20ヶ月齢発症牛の場合、現行の検査方法で13ヶ月齢から検出する可能性がある、とされている【30】。
- 3) 現行の検査よりも感度のいい検査方法の開発が進んでいるにもかかわらず

らず、若齢牛の検査を廃止すると、それらの技術進歩を確認することができなくなり、食の安全を守るための技術革新が妨げられ【16、17、25、28】、感染経路の究明を封じ、正確な感染牛発生状況の把握すらできなくなる【22】。

4) 曝露量が高い場合は20ヶ月齢牛での「発症」も既に報告されており、食品安全委員会の議事録や資料にも、「BSEの危険性は月齢には依存せず、曝露量や感染時期に拠るとというのが科学的判断」と記載されている【92】。

5) 英国での20ヶ月齢での「発症」牛がいることを考えると、ミスや偽装により病原体への曝露が高い場合や、若くして感染した場合に、日本でもさらに若齢牛でBSEが検出できる可能性がある。月齢区切りなどの抜け道を作ることは、正確なBSE感染状況を把握する妨げとなる。過去に、死亡牛検査を遅らせた事で、多数の生きた牛がレンダリング処分されたという告発もあり、偽装・隠蔽のしくみに体制を作ることが肝要である【60】。

6) 食品衛生法は、「病原微生物により汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがあるもの」の販売、輸入等を禁じているが(同法6条3項)、20ヶ月齢以下に関する異常プリオン汚染度が「非常に低い」ことは、同法にいう「疑い」に該当し、科学的には「ほぼ安全」とされても、法的には販売、輸入等が禁じられると考えられる【152】。

5 他方、これら国民の真摯な意見や批判に対して、委員会の回答は、「この答申は、あくまでも中立公正な立場から科学的知見に基づくリスク評価であって、それをふまえた管理措置はリスク管理庁による検討・判断に委ねられている。」「寄せられた意見はリスク管理庁に伝える。」等であり、遺憾ながら、納得に足るものとは言えない。

6 畢竟、今回の改正案は、人に対する食品健康影響の評価としての「リスクの増加」を是認する制度改悪であって、憲法および食品安全基本法の理念に照らして、到底、容認できるものではない。

よって、当会としては、と畜場における牛海綿状脳症に係る検査の対象となる牛の月齢を21月以上とすることには反対である。

7 なお、付言するに、委員会答申の 5 頁以下には、以下の記述がある。

『1.2.2 諮問の内容に関する主な議論

BSE 検査月齢の見直し

「中間とりまとめ」では科学的不確実性とデータの不足を述べ、検査の限界、SRM 除去の重要性に触れ、SRM の除去、飼料規制、調査研究の諸項目について勧告した。山内委員から、BSE 検査月齢の線引きは科学的根拠に欠けるとして結論では勧告しなかったにもかかわらず、月齢見直しを諮問した目的についての質問があった。これに対して、厚生労働省は「中間とりまとめ」の結論部分の文言にもとづいて、科学的合理性を確保するためであると回答した。

この結論部分の文言は、座長一任後に修正されたものであった。この文言に関連して、金子座長代理から科学者と行政の立脚点の相違により異なる受け止め方がなされたこと、「中間とりまとめ」の作成作業を少し急ぎすぎた感のあったことを指摘する総括的発言があり、吉川座長からは、この総括を評価する発言があった。品川委員は、月齢見直し後に 3 年間の経過措置があるにもかかわらず、諮問を急ぐ理由が不明であると発言した。これに対して、厚生労働省はこの経過措置は混乱回避を目的としたものであると回答した。

山内委員と横山委員からは、月齢見直しの諮問は米国産牛肉輸入に関連したものと受け止められるとの発言がそれぞれあった。これに対して、厚生労働省は科学的合理性の確保であると回答した。米国産牛肉輸入の問題に関して、寺田委員長から、この問題は別件としてとりあげる予定との追加発言がなされた。』

すなわち、性急な月齢見直しの議論は、科学的根拠あつてのことではなく米国産牛肉輸入に関連したものではないかとの疑問が、内閣府食品安全委員会内部でも指摘されていたのであって、かつ、これに対する回答は、必ずしも合理的とは言えないものであった。

また、新聞報道等によれば、農林水産省と厚生労働省は、米国産牛肉の輸入再開について、既に 5 月 13 日から全国 9 カ所で消費者との意見交換会を開いており、5 月下旬～6 月上旬にも輸入条件を決め、食品安全委員会に諮問する予定となっているとのことであったが、食品安全委員会は既に米国産牛肉の輸入のリスク評価を始めたとのことである。

今回のパブリックコメントのスケジュールが、5 月 9 日発表、6 月 9 日

募集締め切りであることに照らすと、米国産牛肉の輸入再開のシナリオは、今回のパブリックコメントの結果を待つまでもない既定路線であったとの印象を拭えない。

もし仮に、今回の「性急な月齢見直し論」が、外交政策判断優先の結論先にありきの議論であるとすれば、誠に遺憾と言わざるを得ない。

以 上